

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 8 年度最低賃金の全国加重平均は 56 円の引上げに

編集担当：奥田
編集責任者：勝山

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 8 年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。
今月のニュースレターでは、令和 8 年度の地域別最低賃金改定についてご案内いたします。

■ 9 月 1 日以降の見直し内容

令和 8 年度の地域別最低賃金が決定しました。
全国加重平均は 1,177 円となり、昨年度から 56 円の引上げとなります。
関東の 1 都 3 県では、東京都が 1,280 円、神奈川県が 1,279 円となるなど、いずれも大きく引き上げられます。

都道府県	2026年度	引上げ額	発行日
東京都	1,280円	+54円	10月1日
千葉県	1,195円	+55円	10月1日
埼玉県	1,196円	+55円	10月1日
神奈川県	1,279円	+54円	10月1日
全国加重平均	1,177円	+56円	-

※地域別最低賃金は都道府県ごとに適用されます。全国加重平均は各都道府県の労働者数を加味した平均額です。
※上記は令和 8 年度の地域別最低賃金についての答申・改定結果です。

最低賃金は、改定された発効日以降の労働に対して適用されます。
そのため、給与の締日・支払日によっては、最低賃金が適用される労働期間と、実際の給与の支払月が異なる場合があります。
「10 月支給分から変更」と一律に考えるのではなく、自社に適用される最低賃金の発効日を確認し、その日以降の労働分について適切な賃金額となっているかを確認しましょう。

■ 企業として確認しておきたいこと

今回の改定により、現在の賃金が最低賃金を下回ることになる従業員がいる場合には、発効日までに賃金額の見直しが必要です。

- 「自社の地域の最低賃金はいくらか」
- 「発効日はいつか」
- 「発効日以降の労働分について問題ないか」

この 3 点を確認しておきましょう。

最低賃金への対応や給与計算についてご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

参考 URL：厚生労働省「令和 8 年度地域別最低賃金答申状況」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001745621.pdf>

◆10/1 施行開始の主な法改正情報

- パートタイム・有期雇用のルール変更（同一労働同一賃金関連）
 - ・ 雇入れ時等の労働条件明示事項に「正社員との待遇差の内容や理由について説明を求めることができる旨」の追加が義務化
 - ・ 同一労働同一賃金ガイドラインの改正による、家族手当・住宅手当・夏季冬季休暇等の不合理な待遇差に関する判断基準の明確化
- カスタマーハラスメント（カスハラ）対策の義務化
 - ・ カスハラ防止のための相談体制整備や雇用管理上の措置の義務付け
- 求職者等に対するセクハラ防止措置の義務化
 - ・ 求職者に対するセクハラ防止方針の明確化や相談窓口設置が義務化

法改正情報に関するご不明点等がございましたら
お気軽にご相談ください！